

平成 18 年 12 月 18 日（月）

於：三番町共用会議所大会議室

## 食肉の表示に関する検討会（第 5 回）速記録

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
2 . 畜産部長挨拶 .....	1
3 . 資料の確認 .....	1
4 . 委 員 紹 介 .....	1
5 . 議 事	
( 1 ) 「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン(案)」について .....	2
( 2 ) そ の 他 .....	26
6 . 閉 会 .....	27

## 開 会

沖谷座長 予定の時刻にちょっと早いですけれども、皆さんお揃いですので、ただいまから第5回食肉の表示に関する検討会を開催いたします。

### 畜産部長挨拶

沖谷座長 まず、本川畜産部長から一言ご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本川畜産部長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この検討会も第5回目を迎えるということでございます。本当に過去4回、活発なご論議をいただき、ありがとうございます。

本日は皆さん方のご意見も踏まえて、ガイドラインの案をご提案させていただいて、ご論議をいただければと思っております。

ただ、このガイドラインの案には、これまでいただいた活発なご意見を検討の経過として整理をさせていただきまして、参考に付させていただいております。そういう議論の積み重ねででき上がっているガイドラインの案でございます。さらに活発なご意見をいただきまして、ガイドライン(案)の成案を得て、これをパブリックコメントにかけるという段取りを踏んでいきたいと思っております。

よろしくお願いいたしますを申し上げます、ご挨拶といたします。今日もよろしくお願い申し上げます。

沖谷座長 ありがとうございました。

### 資料の確認

### 委 員 紹 介

沖谷座長 議事の進行に先立ちまして、事務局から資料の確認と、出欠の確認をお願い

いたします。

牧元食肉鶏卵課長 初めに、本日配付をいたしました資料につきまして、ご確認をいただきたいと思います。

配付資料一覧でございますように、資料1から3までと、参考資料1種類でございます。

また、委員の皆様方には前回までの資料も配付しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。不足等ございましたら、係の者にお申しつけをいただきたいと存じます。

続いて、委員の出欠についてでございますけれども、本日は全員にご出席をいただいているところでございます。

続きまして、農林水産省側の出席者をご紹介します。

先ほどご挨拶を申し上げました、本川畜産部長。

座長を挟みまして向こう側、畜産部の釘田畜産振興課長。

酒井生産技術室長。

消費・安全局の杉浦畜水産安全管理課長。

表示・規格課の田中課長補佐。

それから私、食肉鶏卵課長の牧元の隣でございますけれども、当課の神田課長補佐、菊池課長補佐。

以上でございます。

沖谷座長 ありがとうございました。

## 議 事

### (1) 「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン(案)」について

沖谷座長 それでは議事に入りたいと思います。

本日は議題(1)として、「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン(案)」について、事務局より説明をお願いします。

牧元食肉鶏卵課長 それでは、資料3をお開きいただきたいと思います。「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン(案)」でございます。

1枚おめくりをいただきまして、まず「はじめに」というところで、座長のお名前前で書き的なところが書かれてございます。

この中では趣旨といたしまして、2つ目の段落でございますように、消費者に正しい情

報を伝えるためのわかりやすい食肉の表示ルールを策定することを目的に、当検討会が開催をされまして、検討結果をガイドラインとして取りまとめるということでございます。

また、次の「なお書き」以下の段落でございますけれども、ここの中ではこれからご説明をいたします議論のエッセンス的なこと、すなわち和牛につきましてもいろいろなご議論がございまして、国内で生まれ育ったということを条件とする必要はないのではないかとのご意見、あるいは逆に、こういう確認のルールの整備状況、あるいは言葉の意味などから、国内で生まれ育ったということを明記すべきだったという意見。こういうようないろいろな意見があったということ、ご紹介をさせていただいております。

また、「黒豚」のところにつきましても、生産者のこれまでの取り組み等々を評価して、和牛と同様に、国内で生まれ育ったという整理にできないかというご意見があったということ。一方、黒豚の品種等々から、そういう整理は難しいのではないかとのご議論もあったということもご紹介をさせていただき、さらには「しかしながら」のところ、これらの方針については現在の流通の実態等を踏まえた検討の結果であるということから、今後の情勢の変化に応じて、その内容を検証していく必要があるということも明記をさせていただいております。

また、先ほど部長のご挨拶にもありましたように、いろいろなご意見が出されたことを、「検討の経過」として取りまとめているということも、ここで記載をさせていただいております。

続きまして、おめくりをいただきまして2ページでございます。ここからがガイドラインの本文でございます。

の趣旨のところでございますけれども、和牛につきましてはこの検討会でもご説明をいたしましたように、かつて和牛の生体あるいは精液が海外に持ち出されたということから、これらを活用した交雑種の生産が海外で行われているということ。

一方、消費者の意識としては、和牛は日本の牛だということで認識をされており、先行してありました家畜の遺伝資源の保護に関する検討会の中でも、こういう海外由来の子牛、牛肉に、紛らわしい「和牛」表示を認めるべきではないという指摘もあったところであります。

一方、黒豚については、現在純粋パークシャー種をもって黒豚とするというルールがあるところでございますけれども、昨年行いましたアンケート調査などから、大部分の消費者におかれては、黒豚については国産であるという認識を持っておられること。

一方、パークシャー種は本来、英国原産であることをもとに改良がなされてきたということ。また、そのパークシャー種については、これらの事実について十分認知されているとは言いがたいという検討の背景がございまして、このような背景をもとに和牛、黒豚といったような、特色ある食肉の表示のあり方につきまして検討を行った結果、このガイドラインの策定に至ったという経過をご報告しているところでございます。

また、このガイドラインの位置づけにつきましては、消費者にわかりやすい表示を行うという観点から、対象といたしますのは牛、豚の精肉を販売するすべての事業者ということでございます。これらの事業者の自主的な取り組みを促すためのガイドラインという位置づけでございます。

そして対象事業者につきましては、事業規模の大小にかかわらずということでございますし、対象品目につきましては、食用に供される牛豚の精肉を対象とするものであります。

また、対象とする表示についてでございますけれども、これはご案内のように、JAS法の中で名称、原産地の表示が義務づけられているわけございまして、名称の表示につきましては、内容を示す一般的な名称記載となっているわけでございます。

ただ、「和牛」・「黒豚」等の特色ある食肉の表示につきましては、任意の強調表示として名称表示とは別に表示されるという例も多いわけでございますので、今回の対象につきましては、このJAS法に基づく名称等の表示に限らず、シール等に供される表示も含めて対象にするということを明らかにしているものでございます。

続きまして3ページ。ここからが内容の中心でございますけれども、まずは「和牛」の表示方法についてでございます。まず、1番の「和牛」の表示方法でございますけれども、「和牛」と表示できる牛肉につきましては、の要件を満たすことが、この登録制度等によって証明ができること。それから国内で生まれ育ったことが、トレーサビリティ制度によって確認できる牛の肉としたらどうかというものでございます。

は「イ」から「ニ」が、いわゆる和牛の4つの品種、黒毛和種以下でございます。それから「ホ」と「ヘ」が、いわゆる和牛間交雑と言われているものでございまして、のところはこれまでの整理と同じものでございます。

については、いろいろとご議論をいただきました、国内で出生し、国内で飼養された牛であるということの要件でございます。

(2)につきましては、「登録制度等により証明」できるものとは何かということをも

らかにしたものでございまして、 、 のいずれかを有しているものでございます。

は、全国和牛登録協会以下の、これらの団体登録協会が発行する登録証明書などを持っているものであります。

につきましては、家畜改良増殖法に基づきまして、獣医師でございますとか家畜人工授精師でございますといった資格を持つ人、あるいは種畜の飼養者。いずれにしる、こういう家畜改良増殖法に基づいてきちんと交付される授精証明書によりまして、本牛の品種、品種の組み合わせが明らかにできるものということでありまして。

「ただし」というところでございまして、「本牛の両親である牛が」に掲げられております登録証明書などを有していることが確認できるものに限る」ということでございます。

(3)でございますけれども、トレーサビリティ制度によって確認できるものでございますが、これはいわゆる牛トレーサビリティ法に基づきまして公表されております、個体識別台帳に関する情報によって、きちんと確認できるものであります。

それから3ページ一番下の〔注〕でございますが、これはご議論の中で質問もあったところでございますけれども、JAS法に基づきまして、現在、生鮮食品の品質表示基準があるわけでございます。この中で原産地の表示が、ご案内のように義務づけられているわけでございますけれども、原産地とは何かということでございます。

国産品につきましては、「国産」と書くのが原則でありますけれども、「又は」ということでございまして、「主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名をいずれにしる記載をする」ということで、「国産」と書くかわりに都道府県名、あるいは一般に知られている地名を書くことができるわけでございます。

「和牛」と表示する場合において、これはよく見られるように、例えば「鹿児島県産和牛」や「佐賀県産和牛」と書いてある分には全然問題ないわけでございますけれども、例えば「和牛ロース肉」といったような記述だけで、「国産」という記述まで省くことはできない。それは品質表示基準によって、国産のかわりになるものはこれらの地名の表示であるということが規定されているところかなということで、これは念のために〔注〕ということで記載をさせていただいているものでございます。

続きまして4ページでございますけれども、一番上の2、「和牛」と類似の表示ということで、これはいろいろご議論いただきました類似の表示。例えばここにございます、片仮名の「ワギユウ」とか、あるいはローマ字の「WAGYU」とか、これらについても1の要件を満たすもの、すなわち登録制度とかによってきちんと確認ができ、国内で生まれ

育ったものに限るということを記載しているわけでありませう。

また(2)も同様に、例えば「黒毛和種」とか「黒毛和牛」といったものについても、きちんと登録制度等によって証明ができるようなものに限りに、表示ができるというルールを記載させていただいております。

また(3)は「黒牛」ということで、「黒」というものを使うとどうしても「黒毛和種」との誤認を招くということがございますので、「黒牛」と書いた場合には、黒毛和種以外の場合には品種または品種の組み合わせ、例えば「黒毛×アンガス」とか、そういうものを併記しなさいということがございます。

続きまして、の「黒豚」の表示方法でございます。(1)は現在のルールどおりでございますけれども、「黒豚」と表示できるものは純粋パークシャー種のものに限るということであります。

それから(2)が、今回ご議論いただいたところでございまして、外国産のものが国産の豚と誤認をされることを防ぐために、こういうシール等の任意表示を行うような場合には、「黒豚」と書くときには、必ず産地とセットで併記。例えばこの例にございますように、「鹿児島黒豚」とか「米国産黒豚」という規定をしなさいということがございます。

〔注〕にございますが、原産地の表示方法は先ほどご説明いたしました、「生鮮食品の品質表示基準」に規定があるところがございますけれども、黒豚については、この検討会の中でも地域の取り組み、とりわけ鹿児島県の生産者の皆様方における、長年の非常なご努力があったということでブランド化が図られた経緯があるわけがございますので、こういう国産の原産地につきましては都道府県名、例えば「鹿児島黒豚」という形で表示をすることが望ましいということも、〔注〕として書かせていただいております。

また(3)といたしまして、併記される原産地の表示については、「黒豚」の文字と比べて適切な文字の大きさ、要は併記の方が物すごく小さくてわかりにくいということがないようにということでもあります。

それから、の留意事項の(1)表示に当たりましては、この表示の根拠といたしました証明書類などをきちんと整理することを通じまして、これらの関係業者の皆様方におかれては、消費者の問い合わせに迅速に対応できるようにする必要があるのではないかとということ。

それから(2)で、これもいろいろとご議論をいただいたところでございますけれども、和牛と国産牛の違いが十分浸透してないのではないかとということもあったわけございま

して、こういう和牛と国産牛の違いなどについて、あるいは和牛の中のいろいろな品種の特徴等も含めまして、消費者に正しく理解されるための取り組みということで、これらの知識、情報の普及・啓発活動を、行政当局などが一層図ることが必要であるということの規定しているところでございます。

続きまして、5ページ以下は(参考1)で検討の経過ということで、これまでの検討会におきまして非常に貴重なご意見をいただいたということで、これまで出されました意見について、きちんと記録に残しておく。こういうご議論の経過を踏まえて、こういうガイドラインの案が取りまとめられたことを明らかにするために、出されましたご意見について規定をさせていただいているものでございます。

1のところはガイドラインに対する基本的な考え方についてということで、最初のところは、消費者にとってわかりやすい表示とするためのルールが基本だということは、皆様方のコンセンサスがあったと考えております。

また、任意表示につきましては、これまでも業界の自主的な取り組みによって適正化が図られてきたということでございますので、ガイドラインの策定ということで自主的な取り組みを推進していく。この方向についてもコンセンサスが得られたのではないかと考えております。

「また」のところでございますけれども、これは「はじめに」のところでも書かせていただいておりますが、現在の流通の実態等を踏まえて策定をするものであるということでございますので、今後の情勢の変化によっては内容の見直し等も含めまして、適宜検討していく必要があるということでございます。

また、2の表示のあり方についてでございますけれども、これは総論的なところで様々なご議論がございました。1つ目の に書いてございますのは、生産振興とか遺伝資源の保護の議論とは別にすべきではないかというご議論もあったところであります。一方で、表示には商品選択に資する情報の提供だけではなくて、生産者の取り組みなどを正しく伝えるという観点もあるのではないかというご意見もあったところでございます。

また3番目でございますけれども、海外における「和牛」・「黒豚」の生産実態でございます。これにつきましては、私どもの把握している情報もご説明をさせていただいたところでございますけれども、なかなか限界があるということで、第3回の検討会におきまして、海外の生産・流通実態に精通されておられる3つの団体の方を参考人としてお招きをいたしまして、ご説明をいただいたところでございます。

そして、委員の皆様方との議論の中で、以下のようなことがわかってきました。和牛につきましては1つ目の でございますけれども、和牛の遺伝子が入ったもの、特に50%以上入ったような交雑種がローマ字「WAGUY」とか「Kobe beef」と表示して、米国内において流通されているということ。

あるいは豪州国内にはこういう「WAGYU」の遺伝子によって、純粋種、交雑種を生産しているというご報告があったところでございます。そしてこれらの血統については、一部ではDNA鑑定によって親子関係も確認ができているというご説明。あるいは、トレサ制度等も導入しているというご説明もあったところでございますけれども、こういう登録制度によって品種の証明確認が、日本と同等レベルできちんと確認できているのかということとは不明であるということ。

あるいは、こういう和牛の血が入った牛がどれだけ生産されているのかということについても、なかなか正確には把握ができていないということも明らかになったところでございます。

また「黒豚」につきましては、1つ目の は米国でございますけれども、登録制度がきちんと存在をするということ。またDNA鑑定によって、パークシャー種であることの証明が可能であるということ。あるいは「Black Hog」というような、黒をイメージさせるような言葉によっても、流通がされているという実態もあるということでもあります。

また、カナダにおきましてもこういうような形できちんと、純粋種の管理が行われているということ、DNA鑑定によって純粋種であることが証明できることのご報告もあったところでございます。

続きまして、6ページの一番上でございます。「更に」ということで、輸出国側も日本の消費者ニーズにこたえるために、非常にさまざまなご努力がされているというご報告もあったところであります。

そして4番目、「和牛」表示のあり方について。これは本当にさまざまなご意見をいただいたところでございます。1つ目の でございますけれども、流通実態から見て、消費者に著しい誤認を与えているというほどの問題にはなっていないのではないかと。そういう中で、「和牛」表示を国内で生まれ育ったものに限るということは、かえって消費者の混乱を招くのではないかとのご意見も出されました。

また2つ目の でございますけれども、これにつきましてはJAS法に基づく原産地表示などによってきちんと情報が提供されている、判断は消費者にゆだねるべき、「和牛」

を国内で生まれ育ったものとする必要はないのではないかというご意見もあったところでございます。

また3つ目の でございますけれども、一方、今後、海外から純粋な「和牛」であるかどうかよくわからないものが入ってくると。こうしたものが、現在、日本で血統がきちんと証明できる「和牛」と同等の品質であるというのは、消費者の誤認を生じさせる可能性もあるのではないかということから、きちんとルール化を図ることが適切ではないかというご意見もあったところであります。

また4つ目の で、「学識経験者の委員から」というところでございますけれども、消費者が選択するポイントということで、生まれ育った場所が非常に重要なポイントということで、これらを明確にすることによって、消費者の認識とのギャップが是正されて、わかりやすいのではないかというご意見でございますとか、あるいは外国と比べて、正確に品種を証明・確認できるものは、日本で生まれ育ったものに限られるのではないかというご意見も出されたところであります。

また、「さらに」というところでございますけれども、「和牛」については我が国の貴重な資源・財産であるということから、消費者もこれを支えるべきだというような観点で、和牛についての正しい情報を提供していくことも、非常に重要ではないかというご意見もあつたところでございます。

こういったいろいろなご意見を踏まえまして、結論的には先ほど申し上げました黒毛和種等の品種として、国内で生まれ育ったということが、登録制度等によってきちんと証明できるといったものを、「和牛」とするべきではないかという方向で取りまとめがなされたところであります。

また、5番目の「黒豚」の表示のあり方についてでございますけれども、これにつきましては生産者の委員の方から、この黒豚については鹿児島県内などで非常に長い歴史があるということで、長年の生産者の努力によって改良されて、ブランド化が図られてきたのではないかと。こういう生産者の取り組みを正しく評価するためにも、国内で生まれ育ったものという要件にしたかどうかというご意見も出されたところでございます。

次の7ページでございますけれども、一方、これに対しては、そもそも黒豚については、原産種は英国産のパークシャー種であるということ。そして、この英国産のパークシャー種を「黒豚」と表示ができるというルールが定着しているということで、日本のものを「黒豚」と言っ、外国のものは「パークシャー」と言うのは、かえってわかりにくい

ではないかというご意見も出されたところでございます。

これらのいろいろなご議論を踏まえまして、結論的には「黒豚」と裸で書くと、国産との誤認を招いてしまう。こういう誤認を防ぐために、シール等の任意表示においても、「黒豚」と表示するときには必ず原産地を併記する。先ほど申し上げましたセットでの表示ということで、取りまとめがなされたところであります。

また、6のその他ということで、1つ目の でございますけれども、最後の本文の留意事項にも書きましたが、「表示の持つ意味を消費者に正しく伝える取り組みを推進すべきだ」という意見が非常に強く出されたところであります。

また、「黒牛」、「WAGYU」についてもルールを明確化すべきというご議論もございまして、これを踏まえて今回のこの取りまとめもなされたところであります。

また、「黒牛」についても、「国内で生まれ育ったもの」にできないかというご議論もあったところでございますけれども、結論的には先ほど申し上げましたような形で、「黒」と書いたときには、黒毛和種以外は組合せ等を書くという形で取りまとめがなされたところでございます。

以上が、検討の経過でございます。

ちょっと飛んでいただきまして、9ページでございます。(参考3)ということで、これまでの検討会の開催状況について、本日を含めまして5回にわたります検討の経緯、また未定ということで書いておりますけれども、今日、ガイドラインについて取りまとめがなされました折には、今後パブリックコメントの募集によりまして、広く一般の皆様方の意見をホームページ等にも公表いたしまして、意見をいただきたいと思っております。

それから年明け、パブリックコメントを一定の期間、1カ月としかるべき期間が必要でございまして、その間十分ご意見を伺った後、来年最後の検討会を開催いたしまして、ガイドラインの取りまとめをしていただいたらどうかということでございます。

そしてこれを受けまして、年度内には農林水産省として、ガイドラインの策定をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

沖谷座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのガイドライン(案)について検討をしていきたいと思っております。

進め方ですけれども、最初の方から順番にやっていきたいと思っております。「はじめに」のところから、そういう順番でやっていきたいと思っております。

この文章について、事前にお渡ししてもありますのでご意見、あるいはご質問等がありましたら、どうぞお出しいただきたいと思います。

どなたかございませんか。

小林委員 個々のお話しじゃないんですけれども、全般的な話で一言言わなければいけないと思っていたんですが、1つは役所間の調整なんですよ。私は一応、代表として食肉の公正取引協議会の専務として出ておまして、同時に全肉連の方の専務もやっていますが、食肉業界の意見も、そしてその個人的な意見も全くこのとおりであります。

特に和牛なんかで言いますと3ページの、要は国内で出生し、国内で生まれ育ったということを、神田さんあたりがその制度があればいいじゃないかと言ったときに反論をした、そういうふうなものをつけ加えなきゃいけないという意見を吐いたものですが、実は公正取引委員会と私どもが関係ありまして、役所としては農水省と公正取引委員会、2つあるわけですね。

公正取引委員会の方から意見がございまして、今のままのことだとなかなかうまく通らないよと。うまく通らないよというのは、公正取引委員会の見解とはちょっと違うよということを言われている。それは食肉鶏卵課の方にもお伝えしてあって、そこでの調整をきちんとしておいてくださいという話はして、何度かやっていただいたはずですが、そこで一番問題点は、まさに神田さんが言われたように内外無差別という話です。

だから例えば3ページでいきますと、(1)の前段の部分で、要は国内のトレーサビリティ法、それから登録制度をきちんとした牛であるならば、結果として今の状況であるならばにもなるわけですね。だから初めから前提として、そういうことを謳うというのはまずいよという話なんですよ。

ちょっと細かく説明しますと、要は私自身の思っていたことというのは、まさに業界自身が和牛をきちんと育ててきて、和牛の表示もきちんと、いいかげんなことではなくて守ってきて、公表されてつぶれたところは幾つもあるわけですから、そういうことで厳格にやってきた。

海外ではそういう形じゃないものですから、そんなものが入ってきたら大変だという前提で話したんですけども、表示に関するガイドブックというのを、公正取引委員会と私どもの方でまとめました。これは一部ご参考にしていただいたと思うんですが、そこで品種論になっちゃってますね、4つの品種論。

そういうことがあるので、まず規定しているわけですよ、この中で。だからそののとこ

るを、表示に関する公正競争規約等の改正というところじゃだめなんだよという話はされて、それもお伝えしていて、今回ガイドラインという形で出される話になっていますよという話はしておったんですが。

いずれにしても今のご質問は、公正取引委員会等との調整を、今後きちんとしていただきたいなど。前段としては、そういう話を私はさせていただかないと。そんな情勢なものですから、それだけです。

沖谷座長 はい、わかりました。

本川畜産部長 公正取引規約は、国際ルールにも国内ルールにも適していなきゃいけないということですので、もしそれが内外無差別の原則に反するというのであれば、公正取引規約として認めることができないという一般論だろうと思います。

ただ、そこはこのガイドラインにも非常に注意深く書いてありますけれども、国内の親がきちんと登録をされている、あるいはきちんと登録された親同士が掛け合わされたということが証明できる、純粋の和牛の血を 100%引いている牛だけを、「和牛」と表示できることにしてあるわけですね。

それとは別に、今、牧元課長が説明しましたように、外国では純粋 100%和牛の血を引いているということが証明できる和牛は、必ずしもいるわけではないと。したがって、外国にいる和牛と日本の和牛を無差別というか、同じものがいて、それを理不尽に差別しているわけではないわけですね。国産のものが 100%の和牛で、外国にはその 100%を証明できる和牛は必ずしもいませんねと。そういう状態のもとで、国産のものだけを今のところは「和牛」と呼べるようにしましょうという整理をしているわけでありますので、我々の意識としては、決して内外無差別の原則には反しないと思っております。

その点を公正取引委員会にもきちんと説明をして、あとは専務のところでお話をいただいて、決めて、それを今度は公正取引委員会がお認めになるかどうかでありますけれども、その点については我々の方から、きちんと内外無差別の原則に反しないということを、ご説明を申し上げて理解を得たいと思っております。

よろしいでしょうか。

沖谷座長 これ、文章でもどこかにそれを書いた……。緒言の「はじめに」の後段の「しかしながら、これらの方針については今後の情勢の変化に応じてその内容を検証していく」ということで、議論の中でありましたけれども、国際的にヘルプを頼まなければならないような状況というか、今の場合は日本でもきちっとできるということなんですけれども。

僕の意見では、そういう意味のことを言った覚えがありますよね。

だから、現状での判断であると。だから公正取引委員会でもそのような説明をなさっていただければいいかなと。意味がわかりますか。

本川畜産部長 ちょっと補足させていただきます。そここのところも、もし仮にアメリカなりオーストラリアで、100%和牛の血を引くものであるということが証明できる和牛がいるということが、消費者の方にとっても、我々にとっても、それから生産者の方にとっても、納得し得るような仕組みができるのであれば、それはまたそのときにおいて表示のルールをさらに検討することになるかと思いますが、今の時点では私どもがここでお伺いしたところによっても、100%和牛の血を持っているということが確認できる仕組み、制度が、必ずしもそれぞれの国にあるわけではありませんし、私どもとして100%純血の和牛がそこに存在しているということを、必ずしも確証を得ておりませんので、現時点における知見なり実態から言えば、国産のものに限ったとしても、決して内外無差別の原則に反するという指摘を受けるものではないと思っております。

沖谷座長 どうぞ、神田委員。

神田委員 今の話との関連があるかもしれませんが、その後のガイドラインの位置づけというところでお聞きしようと思っていたのですが、ただ、「はじめに」というところでも、消費者に正しい情報を伝えるためだとか、わかりやすくするためということが前提になっているという言い方になっている中で、今、食肉の公正競争規約の中で、詳細なルールが設定されているということがあって、それでこのガイドラインが決まったときに、詳細なルールということ把握し切れていませんけれども、そことの関係がどうなるのか。消費者にわかりやすいと言いつつ、逆にわかりにくくなりやしないかという気がするので、その辺の関係をもう一度整理して教えていただきたいと思えます。

沖谷座長 課長。

牧元食肉鶏卵課長 消費者にわかりやすいルールという観点で検討させていただいたところございまして、今、ご質問は、恐らくJAS制度とか表示の義務づけが一方である中で、今回どうしてこういうような形で取りまとめがされたのかを明らかにすべきというご指摘だと思います。

ご案内のようにJASの世界で、先ほど来説明に出てきます品質表示基準で、原産国の表示の義務づけなどがなされているわけございましてけれども、こういうような表示の義務づけにつきましては、まさにほかの品目の横並びで見まして、どういうものを義務づけ

するのかという点も含めて、横断的に検討して義務づけの範囲なりを決めていくというような形で、決められているところがございます。

今回議論に供しました和牛とか黒豚については、まさに任意の強調表示でございますので、今までも業界の中でいろいろなお取り組みがなされてきたわけでございますけれども、強制的なものではなくて、ガイドラインという形で、事業者の自主的な取り組みを促していくことが適当ではないかということでご議論いただきまして、この検討会でも第1回目のときにそのようなご説明をいたしまして、ご理解をいただいたのではないかと考えているところがございます。

沖谷座長 よろしいですか。

どうぞ、惣宇利委員。

惣宇利委員 今の議論からちょっとずれるのかもしれないんですけども、前からあるんですが、食肉の表示に関する検討会資料の中の、最後から10枚ぐらいのところ参考1ということで、「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について」というのがあると思います。

沖谷座長 第何回の。

惣宇利委員 第1回よりもっと後ろ側といいますか、冊子全体の裏から10枚目ぐらいのところ参考1があると思うんです。16枚目にあると思うんですけど。

そここのところで内外無差別の原則といったときに、いわゆる公正に競争するということで、内外無差別といったときに少しひっかかるかなと思うのは、3ページの一番下の「和牛は国民の財産ということで、安ければよいという判断から、和牛本来のよさを理解した能動的な選択につなげていくことで、国民の財産である和牛の遺伝資源が、海外に流出することをよしとしない認識を持っていただけるように働きかける」というのがありますね。

それからもう1つは、参考1の1ページの一番下の大きい2番の精液の流通管理の徹底の一番下から2行目のところだけ省略して読ませていただきますけども、「関係者間に醸成することが重要であり、その財産を国内で最大限活用するため、関係者の自主的な取り組みが必要」ということで、ある意味、露骨な表現をすると、和牛の資源は日本国内から門外不出といいますか、そういう形でガードを固めるのは一種の保護貿易といいますか、そういう形のチェックもまた入ってくるのではないかとというのが心配ですけどね。

私自身は別に保護しなくても、日本は十分国際競争力はあって、そしてロングランに見ると、中国のようなマーケットでどんどん食べていただきたい。そういう意味から言うと、

妙にガードを固めることはかえってフェアでないようなことになって、今おっしゃったように省庁間の調整にも問題が出るとすれば、それは逆に問題かなという気がします。

沖谷座長 これについて何かありますか、省側で。特に知的財産で、動物として初めて挑戦したんですけども。

酒井生産技術室長 それでは、私の方から一言申し上げます。この取りまとめの事務局を担当しておりましたので、申し上げたいと思います。

まず1点、前提として、国際的にもそれぞれの国で育種、改良された資源を大切にしていこうという動きは、FAOの指摘を待つまでもなく、各国で動きとしてございます。そういった流れが前提にあるということ、ひとつご理解をいただきたいと思います。

また、先ほど引用していただいた中にありますように、国内での利用を最優先にすることで、基本的に国内で優先的に使っていこうという趣旨でございまして、全くとめるとか、そういった趣旨で書いたわけではないということ。ただ、ある程度国内で使っていただくという意識を高めていただくためには、十分関係者の間で理解を醸成する必要があると。そういった趣旨で整理したものと、ご理解いただければありがたいと思います。

沖谷座長 以上ですけども、初めてこういう国が関与した動物資源というんですか、遺伝資源で、国際的にこういう扱い方が認められれば、それを実行していく上で、先生がおっしゃっているような、子牛を海外に持って行って肥育して、向こうの消費とか、そういうことも十分考えられると思うんですよね。

だけど、遺伝資源のレベルの高さというのは、今、国内のメンバーだけで十分維持できるということがあること、他国の助力を加えなくても、今のやり方でできるところまでいってみようという意識がすごく強いということ、理解した方がいいんじゃないのかと。

どうぞ。

惣宇利委員 確かに、先ほど本川部長さんが言われたように、何かの条件が満たされて、海外でも日本で言っている黒毛和牛といいますか、それと同じようなものがたくさん出てくるような暁には、またその局面に従って表示等を変えると、先ほどおっしゃったと思うんです。

それはそれでもいいと思うんですけども、段取りの違いかなと思うんですが、今からそういう形で、同じ条件であれば大丈夫ですよという形にするのも一つの考え方かなと思って言っただけのこととございまして、順次状況に応じて変えていくのであれば、それはそれでいいと思いますが。

沖谷座長 ありがとうございます。

川村委員。

川村委員 和牛の遺伝資源を今日まで築いてくるという現場に立っていますと、厳しい記録とか証明書をつくるとか、それから改良のためにどういう種類の、どういう掛け合わせがいいとか、それを大げさに言えば命がけでというような努力があって、現在につながっているということが、それに携わっていないと、なかなか皆さん、おわかりにならないんじゃないかなという気がします。

というのは、ここの中にもあるんですけども、登録証明とか子牛登記証明という書類をつくることとか、あとはよりよくしていくための掛け合わせについて、本当にたくさんの長い歴史があって現在に来ている。

それと私自身が人工授精もしておりますし、種雄もいるんですけども、本当にきちんと厳密に記録するための努力は並大抵のことではないんです。

ですから、そういうあらゆる努力で現在に至っている。それは黒毛和牛だけではなく褐牛もそうですし短角もそうですし、その中で改良をしながらよりいいもの、よりいいものというようなことをやりながら今日に至っている。それがそういう長い間の努力もなく海外へ出ていったものが、また和牛となって世界に広がっていくというのは、本当に納得できないものではないかなと。

それから、これからだんだんグローバル化していくんですけども、やっぱりその国その国の素晴らしいものは残していくことが、必要な時代にもなっていくのではないかなと思っております。ですからこういう表示をなされることに、私は賛成をいたします。

沖谷座長 ありがとうございます。

武田委員。

武田委員 両方よくわかるんですけども、このガイドラインが最終着地点の中でこういう議論になっていくのは非常におかしいなと思うんですが、基本的に和牛と黒豚という議論をしている中で、違うふうなことが起こっているなと思うんですよね。

パークシャー種については、カナダであろうとアメリカであろうと日本であろうと、これはパークシャー種だと。世界中のパークシャー種はパークシャーと言うんだという議論が成り立って行って、和種だけが日本で育ててということになりますからね。

種類ですよね、これは。種類の議論でいって、和牛というのは種類であって、そして血統だとかそういうものがきちっとトレーサビリティできているものだということであれば、

整合性があるのかなという感じがするんですよ。

そうでないと、黒豚についてはカナダであろうとアメリカであろうと、パークシャー種はパークシャー種だと言っているのと、こっちの和牛とがちょっと種類と名称的な「和牛」というものと混在してしまうから、議論が何か合わないのかなという感じがするんですよ。その辺を明確にした方がいいのかなというのを、私は思いますけどね。種類と名称とは違うんじゃないかなと思っているんですけどね。

沖谷座長 最初から違うことを2つやっているんですけどね。ただ、品種の維持とブリーディングというのが、日本の形と外国の形で違う部分があるということも、認識としてあると思うんですよ。

民間のブリーダーが結構守ってきている国も結構ありますけれども、日本はほとんど国がかりで、種畜産業というんですかね、そういう歴史を背負ってきて、今の和牛の議論につながっているというふうに僕は理解しているんですけど、いかがでしょうか。

省の方で何かご意見があれば。

武田委員 パークシャー種だってイギリスから持ってきて、交配をしながらパークシャー種を育ててきていることもあるわけですね。英国がやったかどうかは知りませんが、それは。

沖谷座長 やっぱブリーダー、今の豚のあれを見えていますよね。プロイラーもみんなそうですけれども。和牛については本当に在来種を使って特殊な発展をした、品種の改良が進められたというふうに僕は認識しているんですけどね。

どうぞ。

小林委員 何遍も言っていますように、和牛というのは品種ではないわけですよ。一種のブランド的なものですよ。だから、そもそも論で言うと、例えば食肉の表示、業界でどうしようかといったときに、日本で生まれ育った、品種改良したものを和牛というふうに決めちゃえばよかったんですよ。

ところが、ガイドラインでもトレーサビリティの方でもそうなんですけども、品種論になっちゃっているんですよ、今。和牛というのはこの4つの品種です。それから、これと掛け合わせたものが和牛というんですというような品種論になっちゃっているから、それが表示の規約の中へ入っちゃっているわけですよ。だから複雑なので、そもそもはそんなことがなければ、和牛というのは日本で生まれ育って、日本で品種改良したものを和牛と言おうとやってあげればいいんですよ。

ところが、そういう形の規約になっているから、それでは覆らないところがありますよという話なんです。

それからパークシャーもそうですよね。純粋パークシャーのみを黒豚と言うというふうに言っていたわけだから、ある日突然、逆のことは言えないわけです。純粋パークシャーを黒豚と言わないというふうなことになってしまうので。いわゆる輸入されたパークシャーを黒豚と言わないというような話になれば、ということになっちゃうから、それは今までの決め事を基本に置いて、そんなことは言えませんよということで残念ながら……。

私も黒豚というのは日本の生産者が一生懸命育てたものだと思いますし、それから流通の段階でも一生懸命「彩の国黒豚」とか宣伝しながら、そういう銘柄を育てたんですよ。

けどもそういうことは無視して、今まで表示のことがそういう話になっちゃっているから、そうせざるを得ないということだけの話。

私が言ったのは、何しろ一方の役所からそういう話があるものですから、ぜひ調整だけはちゃんとしてくださいというお願いだけです、公正取引委員会と。公正取引委員会の意識とちょっと違うんですよ、そういう意味では。だから、あくまで品種論になっちゃって嫌いがあるから、品種論でやっているわけですよ、表示そのものを。本来はそうじゃないんですよという説明をしているんですけど、公正取引委員会にも。けども、書いてあることは確かに品種で書かれているから、その説明を覆すのはちょっと難しいんですよ。

牧元食肉鶏卵課長 和牛、黒豚については、今、ご指摘ありました品種の問題、それから流通の実態、消費者の意識、いろいろなギャップがあって混乱が生じていたということで、それらを総合的に勘案して、まさに今回こういう取りまとめをしていただいたものというふうに理解をしております。

今おっしゃられた調整の問題については、いずれにしろ公正取引協議会の場で、当然そこに関係の会員の方々がたくさんいらっしゃるわけでございますので、協議会の場で十分ご議論をいただくものだと考えておりますが、我々としても当然、関係の役所に対してはきちんとして説明をしたいと思っております。

本川畜産部長 今、小林専務が日本で生まれ育った牛が和牛というお話しありましたが、6割近くホルスタイン種が国産牛として供給されているわけでありますから、日本で生まれ育った牛肉を「和牛」と呼ぶというところに、品種論を入れないと無理があるということだろうと思います。

ですから、そういうブランドと品種はやはり、品種論を絡めてブランドを語らないと実態を反映しない。あるいは消費者の方々の意識も反映しないというところから出てきていることだと思しますので、そこはお間違えのないように。当然、おわかりになっておっしゃっているんだろうと思いますが。

小林委員 私はまさに、この結論そのものを支持する者の1人ですし、食肉業界はまさにこうだと思っんですね、和牛については。

ただ、品種論というよりも、何しろ和牛というのは品種をあらわすものじゃなくて、こういうことを言っているんだよと言っても、公正取引委員会はまさに論理的な説明をしないとだめなものですから、私はその能力がないのかどうかわからないけども。

何しろ内外無差別ということには、そういう見解をとってないんですよ、このガイドラインそのものに対してですね。だから、その辺のきちんとしたご説明を役所にさせていただければ。今、見解がちょっと違っているというね、そういうことだけです。

沖谷座長 わかりました。何回も繰り返されているので、十分わかりました。

神田委員。

神田委員 感想のようになるかもしれませんが、今の議論を聞いておまして、これまで私もいろいろ意見を言ってきましたが、ますます今、この内容で決めなければならぬという理由が、もう一つわからなくなったという感じが逆にいたします。

例えば、行政間の中でこういった問題があるということだとか、あるいは品種なのかそうではないのかという、またそういったくすぶった問題があるという段階だということを、改めて今日感じまして、本当に今やる必要があるのかと。

逆に言えば、消費者にとってわかりやすい、正しい表示が、本当にこういった状況の中でできるのかという、そういうことが非常に気になりました。

それで、その前の前の話になりますけれども、こういったガイドラインを作って様子を見て、それによっては言葉が悪いですけども、またもう一回見直すというようなことをすればいいじゃないかというお話しだったと思いますが、消費者としてはできればそんなにルールをあんまり変えてほしくないというか、わかりやすい表示という視点からすれば、そう変えてほしくないと思しますので、変える要素があるとか、そういった不安定な要素があるときに、決めるべきではないのではないかという感想を持ったわけです。

ましてや前文にもありますように、消費者にとってわかりやすくするとか、正しい表示をするとか、「消費者にとって、消費者にとって」という理由でこういった提案がなされ、

議論されてくるということは少しどうなのかなと。今までの議論を聞いていて、もう少し整理すべきところは整理した上でやってほしいなと思いました。

本川畜産部長 2回目の会合でもお話しさせていただいたんですが、外国産の和牛というのが、諸外国でもコーベビーフとして売られている実態があります。それは日本の和牛の遺伝子が、先ほどのアメリカの流通実態から言えば、半分入っているものをコーベビーフとして売っておられます。アメリカの方は和牛というのはそういうものだと思っておられますが、恐らくそれは半分ぐらいしか入っていないのですね。

それと同じような、我が国にもそういう和牛の血が半分入った、あるいは4分の1入ったものが、「和牛」という形で入ってくる可能性が出てきていると思います。そこは我々として国内の和牛と、それから輸入される和牛の血が少し入ったものとの優良誤認を、できるだけ早い段階で整理をしておく必要があるのではないかとということで、今回ご論議をいただいて、こういうガイドラインとして整理をさせていただいたということだと思っておりますので、そこは今の流通実態を外国の方にも来ていただいてお話をお聞きいただいて、ここまで積み上げてきた議論でありますので、我々としては今の段階でガイドラインとして整理をして、踏み切らせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

小林委員 ちょっとつけ加えさせていただきますと、神田さんね、公正取引委員会も農水省も、全く違う見解を示しているんじゃないですよ。要は今こういう状況で、海外のあいまいなものが入ってきては困るだろうという立場、これは十分説明していますから食肉業界としてもそうだし、あとは道具なんですよ。何を使ってそういうことをするかという議論だけであって、公取の方は内外無差別というようなことをちゃんと頭に入れてやりなさいよということであるし、農水省の方もそういう形で、そうじゃないとは言っているんですけども。その辺のところだけなんですよ。

後の議論のところ、混乱した議論は全くありませんから、今まで積み重ねていただいた検討会ですから、そういう方向でちゃんとやっていただきたいなと思います。

沖谷座長 議論が整理されてこのガイドラインができたから、初めてこういう議論になったので、まさに今、このガイドラインをつくらないと和牛がどこかへ行ってしまうという印象を私は持っています。したがってこのガイドラインをつくることにすごく賛成です。

ということで、全体の議論に入っちゃっているんで、どこからどこまでというふうに言いません。今、緒言の「はじめに」のところをやったんですけども、もう中身に入ってい

ますのでどこからでもいいです、ご意見出してください。

どうぞ。

川村委員 先ほどおっしゃったように、外国から、それぞれの国の登録基準で和牛表示された和牛のF1とかF1クロスが和牛表示で入ってきた場合に、消費者は納得できるのかなという気がします。現にそのような状況が起きている。

だから、よりわかりやすくするためには、消費者が本当に食べたいと思う肉を表示の中から選べるように、今、きちんとしておくべきだと思います。

沖谷座長 今、僕が言ったことと同じで、まざってしまって区別ができなくなった消費者の味覚というんですかね、そうなってから今度のようなガイドラインを作ろうとしてもほとんどつukれない。要するに交雑してしまってからでは。

ですから、まさに今しかないかなと。品種に裏打ちされた食味性というのはわかってきたので、ぜひこれを決めて、まずガイドライン。それで実効性がすごく高いということであれば、変えるというよりも、神田さんが言うような形じゃなくてインブルーして、もっと上等なものにつくり上げていくということであって、今までやったのが間違いであったので御破算にして、また下から積み上げていくという感じではないです。

相当議論して、専門家も入れて、和牛の遺伝資源の検討会のときも相当専門家を入れて、最先端の研究を全部議論に導入してやったことなので、今まさにこれを知的財産として、また消費者も知的に理解してもらおうということが、一番大事な時期じゃないかというふうに私は認識して、ぜひこのガイドラインを成案にしたいと思っております。ですから、積極的な意見を出していただきたいと思います。

公正競争規約ですけども、協議会は関係者が最初にそういう案をつくられて、その決まったものについて、見張ってもらうのは公正取引委員会にやってもらうというシステムになっているので、公正取引委員会がこういうガイドラインをつくる権利というか、そういうシステムになってないということですよ。

ですから、この議論のときに公正取引規約を十分勉強して、さらにそれを上等にしていくという意味の議論をやったので、これからも公正取引委員会じゃなくて、協議会との連携をずっと期待したいと思っています。

いかがですか。

国産牛と和牛の実態、これ今のガイドラインに書いてありますけれども、かなり厳しくキャンペーンしないとだめだということを実感しました、この議論をしまして。です

から、国産牛というのは日本国産の牛肉であって、その中にホル雄とか交雑とかいろいろあるということを、ぜひみんなで知識として、共有認識にしていかなきゃならないなと思っています。

どうぞ、川村委員。

川村委員 今回この会に出席するために、知り合いに問い合わせしてみました。今回の検討会の議論からそれるかもしれませんが。熊本県で褐牛（アカウシ）を飼っていますが、消費者が牛肉の表示が分かりにくいのは品種がきちんと理解されていないからだと思う。そこで、熊本県の生産者の女性たちは消費者との交流に場で、和牛の4つの品種について分かりやすい寸劇をしたら「ああ、そうか、納得」と。ところで熊本の褐牛（アカウシ）を食べたいけどその表示はどうなっているのかが問題になった。品種の表示をきちんとしてほしいということでした。

また、高知県の褐牛（アカウシ）についても高知のかたは高知県の褐牛（アカウシ）は非常に人気がある。高知県の褐牛（アカウシ）の肉をまた食べたいと思っても品種の表示がきちんとしていないので銘柄牛のラベルで対応している。品種の表示をきちんとしてほしい。また、褐牛はレッド牛じゃあないよと。この検討会の資料でも赤と黒の「赤」が書いてあるところもありますが、あの「赤」はちがうんだよと。褐牛（アカウシ）が消費者にわかるように品種の表示をきちんとしてほしいという意見でした。

それから、北海道で国産飼料にこだわり、放牧中心に肉牛を飼育しておられる方にも伺いました。アンガスと黒毛和牛を掛け合わせたり短角牛やアンガスに黒毛和牛の受精卵移植をしたりとさまざまな試みをしておられます。黒毛和牛だけが優秀じゃあないんだよ。消費者はそれぞれ好みがあるんだから。現在自分たちの肉は売りにくい。消費者が食べたい肉を選べる表示にしてほしいという意見でした。消費者との交流の中で、牛肉の表示で分かりにくさは品種の表示の明確さにあると思います。

沖谷座長 今の品種論ですけれども、ガイドラインの最初の方の3ページの1の に書いてあって、これを和牛（品種）という表示をすることで書けなかったんですが、これの証明がなければ「和牛」と名乗れないので、ぜひ消費者から手を挙げていただいて、「和牛」と書いたら品種もぜひ書いていただきたいという声を上げていただければ、何から何までみんなガイドラインでということではなくて、というふうに思っているんです。

僕は品種も書いたらいいって随分言ったんですけれども、そこまでまだ踏み切れないとおっしゃったものですから。

どうぞ。

神田委員 私もまさにそのことで、シールの話もございますけれども、和牛ということだけでは、この間もいろんな肉質の違いがあるとか、あるいは好みの違いもあるかもしれませんが、逆に6つのものが和牛というだけでシールなりなんなり張られて一まとめになることも可能なわけなので、厳密に言えば優良誤認ということも、この中には含まれるんじゃないかと思うんですね。

だからガイドラインでやはり品種も書くと、和牛なんですから書くということで、やるんだったらやってほしいと思います。

シールというのは、どういうものを考えているんでしょうか。

沖谷座長 どうぞ。

牧元食肉鶏卵課長 和牛の品種の問題についてはこの中でもご議論ございまして、今、神田委員からおっしゃったように、積極的に表示すべきだというご意見もございましたけれども、一方で流通実態から見て、そこまで書くのはなかなか難しいというご意見もあったところでございました。

それらを総合的に勘案してこういう整理になり、かつ最初申し上げましたように、留意事項の最後でございますように、和牛の特性等、和牛に関する正しい知識の情報の普及・啓発というのは、まさにそういう品種の特性も含めて、消費者の皆さんに正しくお伝えをするということで考えておりますので、今、品種まで書くべきじゃないかという問題提起としては承っておきますけれども、今回の整理としてはいろいろとご議論があった中で、こういうまとめになったということでご理解をいただければと思います。

沖谷座長 どうぞ。

神田委員 非常に厳密に管理されているものなんだけれども、流通の過程で表示ができないようになってしまうんでしょうか。だからその辺が、もしそういう理由でできないというのであれば、また別の問題があるんじゃないかなと思うんですけれども。やはり選ぶ側からすれば、逆に6つがまとめられてしまったことの見えにくさがあって、何のために新しくこういったことをつくるのかというのが、いまいち消費者の立場からするとわからないと思いますので、ぜひ書いてほしいと思います。

沖谷座長 どうぞ。

小林委員 私は以前、この議論が出たときに、そこまで議論するとちょっと議論が広くなり過ぎるよというお話をしたんですね。和牛でそういうことをすれば、ほかの牛だって当然品種を書くという話になるわけですよね、和牛だけをこうしようという話じゃなくて、ほかの国産牛で乳用種であって、乳用種というのは品種じゃないですが、例えばホルスタイン種と書く。

あるいは内外無差別からいくと、海外のものをヘレフォードと書き、アンガスと書き、マリーグレーと書き、それからそのほかのもありますよ。

そういう表示をしていくと、それが消費者にとってプラスになるんでしょうかと。こういう議論は以前もあって、そこまで細かくしちゃうと逆にわかんなくなっちゃいますよと。だから品種の表示の議論まですべきじゃないんじゃないですかという話をしているわけですね。

少なくともトレーサビリティで、今、神田さんのことについて言いますと、トレーサビリティでまさにイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へまではきちんとわかりますし、乳用種というのも別にわかります。

だけど、乳用種というのはグループとして出てきますから、ホルスタイン、ジャージー、ガンジーの区別はつかないですね。それから、肉専用種という形で外国種のもが入ってきますから、先ほど言ったようにグループとしてはわかりますけれども、その中の品種というのはわからない。

少なくとも和牛等につきましたの畜種区分というんですかね、たまたま和牛はこの4つの品種がきちんと出ていて、あとは畜種の区分になっていますけども、11の畜種の区分があって、それは牛トレーサビリティ法で国家管理されているわけですよ。だから消費者の方もそれがわかりたいければ、知りたいならば、インターネットで個体種別番号を引いてもらえれば必ずわかるようになっていますから。

だからといって、それを食肉の流通段階の卸と小売、小売と消費者の間の表示として義務的にそういうことをしろというのは、逆によくはないんじゃないかという話。

沖谷座長 はい、わかりました。その議論は前に随分おやりになったので、それが入ってこういうガイドラインができたという経過があります。

今の神田委員の意見、それからほかの委員からも、私からも、品種をできるところからやったらいいんじゃないかという議論があったということ、検討の経過に記述を追加するというので、流通の小林委員も今もまた随分おっしゃったように、それを酌んで、そ

という形で今のガイドラインをつくらせていただきたいと思います。

それでいかがですか。できないものはできないとおっしゃっているのですね。品種がわかっている、食味の違いがものすごくはっきりしているものと、ヘレフォードとアングスの違いとはまた違うんですけれども、その議論をやっても余りにもサイエンティックでうるさいと言われるので、ここはそれでまとめさせていただきたいと思います。

今の経過のところ、今の文章を加えると。文章の内容については、座長に一任させていただきたいと思います。修文の場所はありませんよね、それ以外のところで。それでそういうものを入れたものを一回皆さんにお渡しして、了承を受けてパブコメにかけると。

どうぞ。

小笠原委員 今の議論外ですけれども、私の方から2点だけ申し上げたいと思います。

3ページの「和牛」の表示方法についての一番下の〔注〕のところでございますけれども、「JAS法に基づく「生鮮食品品質表示基準」の規定により、生鮮食品には原産地の表示が義務付けられており、国産にあつては国産である旨、又は主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を記載することとされている。このため、「和牛」と表示する場合においても、原産地の表示は必要である」。

これはこのとおりですけれども、ただ、畜産物の産地名表示がございまして、これは3カ月ルールから改正になりまして、そのときに畜産物の原産地表示に関するQ&Aが、「ことしの8月にそれに基づいて改正になっております。これについては国産の食肉の原産地表示について、例えば「松阪牛、神戸牛等地名を冠した銘柄名、ブランド名が表示している場合には、原産地の記載を省略することができますか」という問がありました。

結論だけ申し上げますと、「主たる飼養地が属する都道府県名と、銘柄牛が含まれる地名が属する都道府県名の場合、これは原産地の省略が可能だ」と。それから、「主たる飼養地が属する都道府県と銘柄等が含まれる地名が属する都道府県の場合、原産地名の表示が必要「何々牛（ 県産）」と表示しなくてはならないというQ&Aがありますので、それとの整合性をとっていただきたいと思いますというのが第1点です。

もう1点は4ページの一番上で、「和牛」と類似の表示のところでございますけれども、「和牛」と類似しており、「和牛」との誤認を生じさせるおそれのある用語については、1の要件を満たすものに限り表示できるものとする」と。表示例に「WAGYU」と書いてあるんですけれども、これは生鮮食品の品質表示基準におきましては、名称欄は日本語で書くというふうになってございまして、これは消費者にわかりやすいという意味で、「W

AGYU」という表示、ローマ字で書くのが適切かどうかについても、農水省において検討していただきたいと思います。

以上、2点です。

沖谷座長 後半の部分は、適切じゃないですね、はっきりしています。漢字で「和牛」と。「平和」の「和」と書いて、外国へ輸出する場合に漢字だけでは通用しませんので、この「WAGYU」というローマ字表記を当然使う。

牧元食肉鶏卵課長 ちょっと補足をさせていただきますと、特に2点目の話につきましては、ご指摘ありましたように一括表示の中の名称欄では多分、ローマ字のみというのはあり得ないと思いますけれども、例えばシール表示とかそういう強調表示の場合には一応あり得るといことで、そういうのも含めて例として出させていただいております。

沖谷座長 ほかにございますか。

先ほど言いましたけど、1つつけ加える部分については、文章をもって皆さんにお諮りするにしたいと思います。どうもありがとうございました。

## (2)その他

沖谷座長 議題(2)「その他」に移らせていただきます。

どうぞ。

牧元食肉鶏卵課長 ご議論いただきましてありがとうございます。今日、ご議論いただきましたガイドライン(案)、ご意見等ございまして、検討の経過などに若干の修文があるということで、これを座長にご相談をいたしまして、その上でパブリックコメントの手続を経まして、次回検討会におきまして、最終的なガイドラインとしてご確認をいただきたいと存じます。

なお、パブリックコメントにつきましては、通常1カ月程度の意見の公募期間を設けることになっておりますので、次回第6回の検討会につきましては、2月を目途に開催をしたいと考えております。また、委員の皆様方のご都合を確認いたしました上で、開催に際しましての正式な案内を改めてご連絡をさせていただきたいと存じます。

沖谷座長 後のスケジュールは先ほど課長さんから申されたとおりですけれども、ほかに何かご質問ありませんか。

大体2月終わりごろになろうかと思えます。もう1回お集まりいただいてということで、

本日はこれで終了したいと思います。

何かありますか。

大木委員 遅くなってからの質問で申しわけないんですけども、先ほどの品種を書くべきだという話がございましたね、4つの品種。そのことなんですけど、実は私どもの会で、農産物より畜産というのは本当にわかりにくいからということで、まだつい最近なんですけど、10名ほどで宮崎県に行きまして、宮崎の女性の方との交流をしてきたんですね。

そのときに話が出たのは、本当に消費者というのは聞いたり、見たりしなければ理解できないことが、畜産に関してはありますねということがよくわかったんですけど、その中の1つで、識別番号というのがありますよね。その話し合いの中で、この番号を大事にとっておいて、この番号がおいしかったねという情報を、もしも生産者に伝えられたら、この番号がおいしかったね、じゃあ、どれで組み合わせたものだからというのがわかって、おのずといい肉ができるんじゃないかという話があったんです。

ですから識別をしなくても、「この肉、おいしいんだよ」と言ったら生産者も、「ああ、消費者はこういう肉を好むんだな」というのがわかるという方法もありますので、必ずしも識別をするところまでいなくても、消費者も声を出して言った方がいいですねということがありましたので、ちょっとご報告させていただきます。

沖谷座長 ありがとうございました。生産者にとっては大変助かる情報でありますね。

大木委員 そういうことがありましたので。

沖谷座長 それじゃ、どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会